



Title	<書評> Mark Jones, "1923. Ein deutsches Trauma", Berlin, 2022
Author(s)	井上, 健太郎
Citation	Sprache und Kultur. 2024, 43, p. 23-29
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93990
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

書 評

Mark Jones

1923. Ein deutsches Trauma

Berlin 2022

井上健太郎

1.

今から100年前の1923年におけるドイツの政治社会は、ヴァイマル時代と呼ばれる15年の中で最も困難な時期を経験した。歴史家の間では、この年の「破滅的経験」が1930年代初頭のナチ党躍進の遠因となったと考えられてきた。ところが、近年の研究におけるヴァイマル共和国像の見直しの中で、ヴァイマル民主主義の持久力の面に多くの注目が集まっている。その意味で、従来の1923年史観も再検討を迫られていると言えよう。果たして1923年がドイツ史上に持つ意味とは何なのであろうか。本書『1923年——ドイツのトラウマ』（以下、本書からの引用その他は頁数のみを記す）は、このような「1923年の全般的危機（本書の内容に即して、1923年1月～11月に生じた外交問題、社会不安、経済の悪化、政治危機等の諸問題の総称を指す）」の歴史的意義を社会史的アプローチから再検討したものである。そこで以下では、まず本書の構成と全体の内容を簡単に描写し、次に分析手法、叙述スタイルと暴力への着目、研究史上の位置づけ、本書における1923年の位置づけの4つの観点から本書の特色を挙げ、最後に評者の疑問と要望を述べる。

2.

まず、本書の構成は以下の通りである。

序章

第1章 ヴァルター・ラーテナウの暗殺：岐路に立つヴァイマル共和国

第2章 1月：フランスの侵攻、ドイツの「消極的抵抗」

第3章 2月～3月：ルール地方における占領軍の干渉

第4章 4月：「民主主義の不名誉」——ヒトラー、ミュンヘンで活動を活発化する

第5章 5月：「野獣のように」——占領軍の性暴力

第6章 6月：積極的抵抗とシュラーゲター崇拜の始まり

第7章 7月：「惨めな光景」——インフレと貧困

第8章 8月：ロンドンの怠慢、シュトレゼマンの災厄

第9章 9月：ラインの分離主義とデュッセルドルフの血の日曜日

第10章 10月：共和国の敵、進軍する

第11章 11月：反ユダヤ主義暴力とヒトラー一揆

第12章 12月：地平線に差す光——インフレの終結とドーズ支払い計画

終章

本書は、1923年の全般的危機にドイツで急進化した様々な暴力を分析する。その分析手法として本書は、多様な暴力を個別具体的に検討するミクロな視点と、ドイツを中心とする国際関係が及ぼした影響というマクロな視点を統合し、それを軸に論を展開する（序章）。

本論では、まず、1922年6月24日に発生したW・ラーテナウ外相暗殺の経緯を詳細に叙述し、この暗殺を共和国の脆弱性と危機ならびに1923年の全般的危機の前史と捉えている（第1章）。翌年1月にフランスとベルギーがルール地方を占領すると、ドイツ政府はルール地方の官民に非協力運動（消極的抵抗）を呼びかけた。これに対して占領軍当局は治安維持を強化し、やがて現地住民との対立、急進派による占領軍兵士の殺害と占領軍による報復、公務員・労働者の抵抗と追放が行われた。第2章と第3章は、このようなルール地方における暴力行使が急進化していく過程を克明に描写している。その一方、非占領地域では外国軍の占領に対する世論の憤慨を背景にナチ党を含む極右集団が勢力を拡大し、反ユダヤ主義の風潮が一層高まった（第4章）。第5章では、その間にも急進化するルール地方の暴力行使の一例としてドイツ人女性への性暴力事件を取り上

げている。第6章では、消極的抵抗とは異なるもう一つのルール地方の抵抗運動（積極的抵抗）を叙述する。この積極的抵抗の担い手は準軍事組織所属のドイツ人であり、彼らはベルリンの中央政府の支援を受けつつ、占領軍当局への実力行使を行った。だが、抵抗運動への財政支援は物価高騰を助長することとなった。第7章では、インフレの昂進によるマルク通貨の機能不全、貧困化による風紀の荒廃や児童の健康悪化が生じ、ドイツ国内が経済的にも追いつめられる様子が描写されている。第8章は、このような状況下でG・シュトレゼマン大連合内閣が抵抗運動の中止を留保する過程を、国際関係の文脈の中で叙述している。具体的には、それまでの英国の親仏政策の放棄を示唆するカーゾン英外相の覚書がドイツ側に伝わると、シュトレゼマンはフランスから譲歩を引き出すために消極的抵抗の中止を躊躇することとなったのである。その頃、占領されたラインラントでは、伝統的な反プロイセン主義を背景に分離主義派がフランス軍と結んで独立国家の樹立を目指そうとした。第9章は、分離派と反分離派間で起こった流血事件に焦点を当てて、ルール地方の住民間の衝突を詳述している。第10章では、危機の深刻化に伴って反共和国勢力の動きの活発化と内部分裂の様相が叙述される。中央政府と州政府との対立が激化し、バイエルン州政府への対処をめぐってシュトレゼマン内閣はついに倒壊した。一方、反共和国派内部でもバイエルン州政府とナチ党の間で路線対立は克服されなかった。第11章はミュンヘン一揆の経過を克明に叙述し、一揆側の分裂による失敗までを描写している。第12章では、クーデター計画（一揆成功時に要人の拉致等）やヒトラー裁判などのミュンヘン一揆の後日談が語られる。そして抵抗運動の停止、国内騒擾の鎮圧、レンテンマルクの導入によって1923年の危機はようやく収束に向かう経緯が説明されている。

終章で本書は、1923年の意義について論じる。従来の解釈では、1923年の全般的危機が共和国支持の喪失をもたらし、ヒトラーの権力掌握の原因とされてきた。それに対して本書は、1923年末にはヴァイマル民主主義体制が反共和国派に対し勝利した点を強調する（342-343頁）。一方で本書は、危機の負の側面に言及することも忘れてはいない。1923年を通じて急進化した暴力の風潮、特に反ユダヤ主義の高まりと継続を共和国はついに克服することができなかった（343-344頁）。また、ミュンヘン一揆がのちにナチのプロパガンダに利用されることとなるのも1923年の歴史的帰結としている（345-347頁）。

3.

以下では本書の特徴について述べていく。まず特徴に関して真っ先に挙げられるのが、本著者M・ジョーンズがヴァイマル史研究で伝統的な政治史だけではなく、社会史や生活史の観点からも本書を執筆している点である。実際、本書では、政府の閣僚や国会議員の演説、外務省高官の覚書といった政策決定者や政治エリートによる一次史料だけではなく、一般市民、企業家、ジャーナリスト、兵士らの目撃談、観察記録、日記、回想録、証言、新聞・党機関紙の記事も取り上げており、むしろ後者に考察の重心を置いている。

本書のいま一つの特徴として1923年の通貨危機を国際政治の文脈の中に置こうとする試みも挙げることができる（これは、本書第8章で具体的に論じられている）。それはカーゾン覚書への着目に良く表れていると言えよう。本書によれば、同覚書によってシュトレゼマン首相は消極的抵抗中止の即断を阻害され、インフレの昂進を鎮めるタイミングを逸してしまった。「(…) ドイツにおける危機を惹起し、その影響を先鋭化させた関係者はベルリンのクローノやパリのボワンカレ、あるいはルール地方のデグーテのような人物ではなかった(…) 責任者はロンドンにもいたのである」(238頁)。このように、社会のミクロなレベルから国際関係へと至る広い視点を持つという点が本書独自の分析手法である。

次に、本書の叙述スタイルは1923年の各月に1章を割り当てるものだが、単純に出来事を時系列で描くのではなく、各章に特定のテーマを設定して分析を行っている。その際、本書全体の中心的テーマと位置づけられている暴力の急進化をめぐる問題は、最も多くの章で論じられている（第2～3章、第5～6章、第9～11章）。すなわち、ドイツ人とフランス人との衝突だけでなく、ドイツ人同士あるいは国内の少数派に対する襲撃・殺人・追放、インフレの昂進と貧困の深刻化、各陣営（各国の報道界やドイツ国内の新聞社・政党）間のプロパガンダ合戦は、1923年に中央政府による暴力行使の一元的管理が機能不全に陥った結果であった。この暴力の日常化の中でも、従来の研究では分析の対象とされてこなかった性暴力の問題について一つの章を割いて検討している点に、本書のいま一つの特徴がある。本書によれば、このヴァイマル期の性暴力がこれまで十分に検討されてこなかった要因の一つに、性犯罪のショッキングな描写の問題があった。だが「まさに、第二次世界大戦終結時の集団レイプの歴史が今日ではもはや無視され

ていないように、たとえ暴力の程度がおよそ甚だしいとは言えないにしても、ラインラントとルール地方の占領期における婦女暴行と性暴力の体験を考察の外に置くようなヴァイマル共和国史に、我々は満足してはならない」(162頁)。本著者によれば、このような性暴力に着目することで、ルール占領とその原因であるヴェルサイユ条約が助長したドイツ人の敵意と憎悪を理解できるのであり(163頁)、この点に1923年の性暴力研究の歴史学的意義を見出せるのである。

第三に、研究史上の本書の位置づけを述べる。1990年代以降、本書のようにヴァイマル共和国の正の側面を強調する研究が登場する中、共和国史をどのように再解釈するかが今日のドイツ近現代史研究の課題となっている。そもそもヴァイマル共和国は挫折する定めだったのか。ジャーナリストのE・ドンブrouスキー(のちの『フランクフルト一般新聞』の共同設立者)が「フランス軍の侵攻の結末はマルクの崩壊だった」(340頁)と述べているように、1923年のハイパー・インフレは当時のドイツ人にとってまさに「トラウマ」だった。だが、本書で示されたのはむしろ、幾多の危機を乗り切ったヴァイマル共和国像である。近年ではこのような共和国史観を前面に押し出す研究が出てきており、ここではその代表例としてR・ゲルヴァルトの11月革命論を挙げる。ゲルヴァルトは、ドイツと英仏の国際および国内情勢の小さくない相違を根拠に、従来の研究で前提とされてきたヴァイマル共和国と西欧型議会制民主主義との比較の妥当性に疑問を示した。彼によれば、ドイツの民主主義体制はむしろ中東欧諸国のそれと比較すべきであり、実際にそうしてみると、ヴァイマル民主主義体制は比較的長命を保ったことが分かるのである¹⁾。

ところで、N・ロツソルとB・ツィーマンによれば、近年の政治文化史における新たな展開が、1990年代以降のヴァイマル共和国をめぐる新しい研究テーマの一つとなっている²⁾。具体的には、社会の下位集団の動向、職場・街頭・協会・酒場における大衆動員や運動の組織化、行動主義的政治(die performative Politik)、政治的シンボルをめぐる闘争である³⁾。こうしてみると、ゲルヴァルトによる11月革命の再評価も、政治的活動の枠組みを提供するルールや機構に着目する文脈⁴⁾から出てきた研究である。それゆえ、本著者も社会のミクロのレベルの暴力に着目する点で、このような新たな研究の流れに与していると言える。

最後に、本書全体の中心の問題であるヴァイマル共和国史における1923年の位置づけの問題について、本書は終章において1923年の正の側面を強調してい

る。だが、留意すべきは、本書が安易な成功史の叙述に終始していないという点である。つまり、ドイツにおける民主主義の勝利を強調する一方で、本書は1923年に過激化した反ユダヤ主義や極右勢力の完全な抑制の失敗に言及することも失念していないのである。その意味で本書の真骨頂は、後世の政治・社会の正当化や危機認識のためにヴァイマル共和国の歴史を無批判的に引き合いに出すのではなく、「当時の人々の期待の地平から再構成」しようとする姿勢に求めることができる。別言すれば、本著者は「ヴァイマルの歴史を1933年という終点から考察せずに叙述」したのであり、まさに「歴史化 (Historisierung)」を実践したのである⁵⁾。このことは次の本書の一節が如実に示している。「初めからヴァイマル国家には、ナチ・ドイツの想像を絶する暴力と破壊へ至る国家と、民主的で平和的な、欧州の統合へ参入するドイツを生み出す国家の両方の可能性が内在していた。1923年から1924年になる頃は、どちらの国家が優勢かはまだ分からなかったのである」(341頁)。

4.

最後に、本書に対する疑問と要望を述べる。一つは暴力の日常化についてである。ヴァイマル共和国では極右集団だけでなく、左翼急進派や共和国支持派も私的な暴力装置を保有していた(社会民主党の国旗団が有名)。このように、ヴァイマル時代には暴力が社会全体に蔓延していたのである。たしかに11月革命以降の数々の騒擾はヒトラー一揆を最後に収束に向かうが、街頭や酒場では政治的衝突や流血事件が共和国末期まで続いた。このような社会における暴力行使の日常化を見ると、本書は、数ある暴力行使の中でも極右のそれにのみ焦点を当てており、それゆえヴァイマル期全体を特徴づける暴力行使の統御不能状態に関する叙述に偏りがあると言わざるを得ない⁶⁾。また、この暴力の日常化はドイツだけでなく、当時の中東欧諸国でも見られた共時的な現象であった。その際、ドイツの暴力の日常化と中東欧諸国のそれとの間にはいかなる相違があったのか。別言すれば、そのような暴力行使のドイツ的特質はあったのか、あったとすれば、それはどのようなものか。

二つ目は、本書の結論に相当する1923年の歴史的意義についてである。本書はこの内憂外患の危機の1年について、その内政的意義を強調している。すなわ

ち、外交危機・内政危機・深刻な不況・通貨危機が同時並行で発生した時期を乗り切ったヴァイマル共和国像を提示し、1922年7月の共和国保護法に象徴される議会制民主主義への信頼と支持が表明されたことに着目している。だが評者はこの内政的意義と並んで、1923年の全般的危機には外交的意義も認めることができると思う。というのは、あの全般的危機の中であって、諸問題の迅速な解決には大連合内閣の形成しか現実的な選択肢はなく、そのような内閣を組閣するにはシュトレゼマンを党首とする人民党の入閣が必須であったからである⁷⁾。この組閣を契機としてシュトレゼマンは政治の表舞台に再登場し、大連合内閣の崩壊後も外相に留任し、共和国を外交面から支え続けた。それゆえ、第一次世界大戦中の併合主義的要求によって社会民主党や民主党から忌避されていたシュトレゼマンを共和国外交の担い手に押し上げた1923年の外交的意義は、強調してもし過ぎることはないのである。

註

- 1) ローベルト・ゲルヴァルト (大久保里香／小原淳／紀愛子／前川陽祐訳)『史上最大の革命——1918年11月、ヴァイマル民主政の幕開け』(みすず書房、2020年)、27-28頁。
- 2) Nadine Rossol / Benjamin Ziemann: Einleitung, in: Nadine Rossol / Benjamin Ziemann (Hrsg.): *Aufbruch und Abgründe. Das Handbuch der Weimarer Republik*, Darmstadt 2021, S. 22-23.
- 3) 例えば以下の文献を参照。原田昌博『政治的暴力の共和国——ワイマル時代における街頭・酒場とナチズム』(名古屋大学出版会、2021年)。
- 4) Rossol / Ziemann: Einleitung, S. 23.
- 5) ペンヤミン・ツィーマン (小野寺拓也／西山暁義訳)「100年後のヴァイマル共和国——歴史化と現在化のはざまで」『ドイツ研究』第54号 (2020年)、7-9、16頁。
- 6) ヴァイマル期の暴力の経験について、極右集団だけでなく左翼急進派や共和国支持派に至る幅広い視野をもって、義勇軍を論じたものとして以下を参照。今井宏昌『暴力の経験史——第一次世界大戦後ドイツの義勇軍経験 1918～1923』(法律文化社、2016年)。
- 7) 当時の国会の総議席数459議席のうち、社会民主党102議席、民主党39議席、中央党64議席であり、国会で過半数の賛成票を確保するには人民党 (65議席) の入閣が必要であった。国会選挙結果については以下を参照。Vgl. Eberhard Kolb / Dirk Schumann: *Die Weimarer Republik*, 9. Auflage, Berlin 2022, S. 370.